ＰＴＡ規約

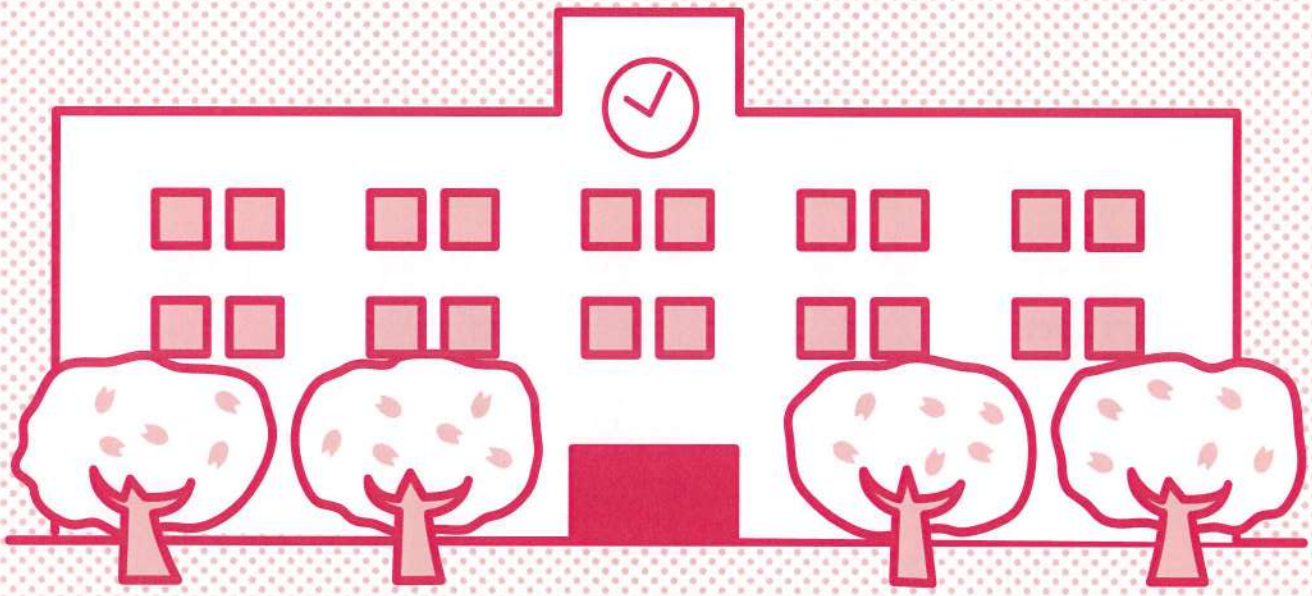

令和 7 年度

おおさわ学園三鷹市立大沢台小学校

〈６年間使いますので大切に保管してください〉

相関図

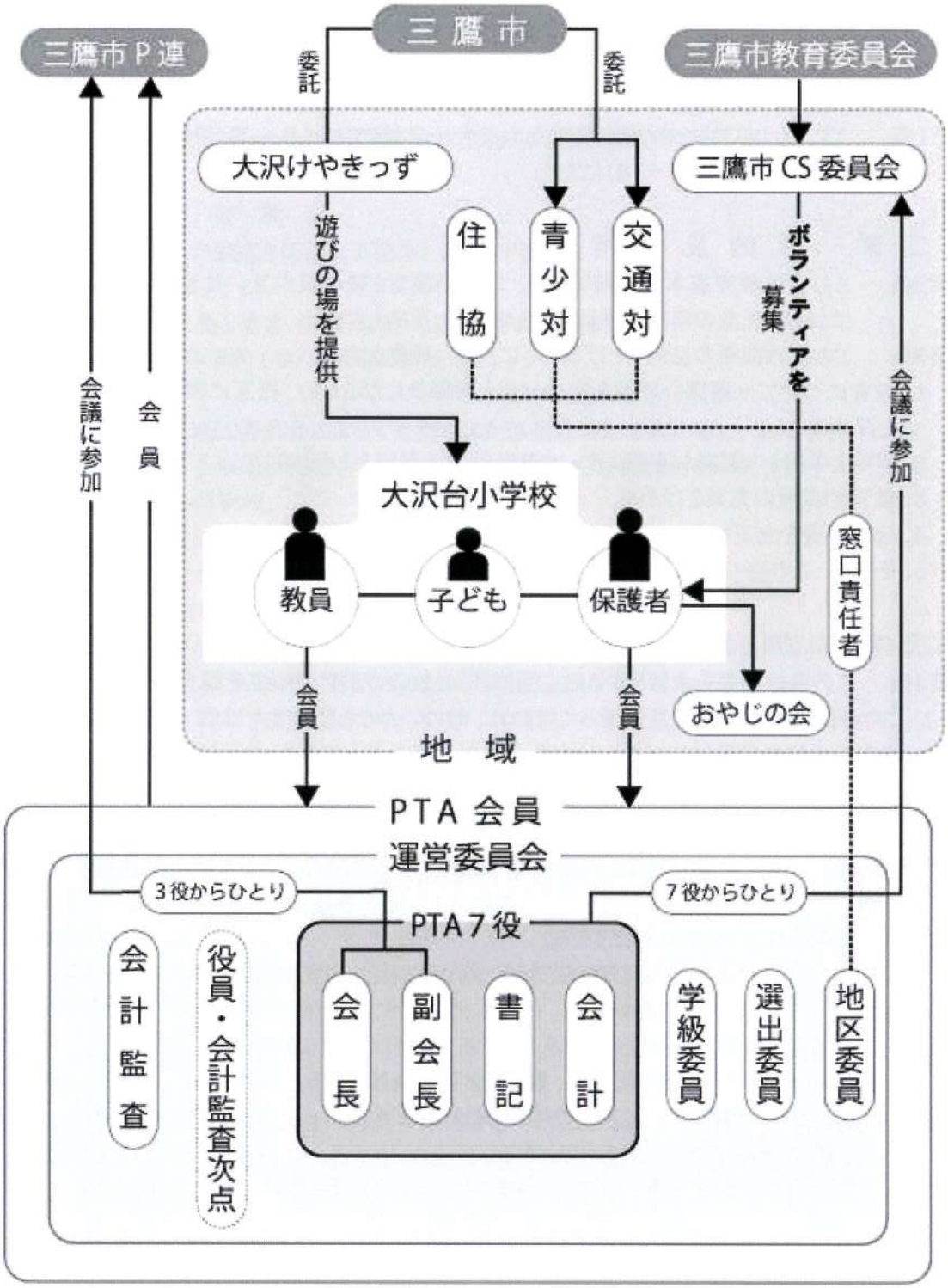
三鷹市
三鷹市Ｐ連
三鷹市教育委員会
委託
委託
大沢けやきっず
三鷹市 CS 委員会
遊びの場を提供
住協
青少対
交通対
ボランティアを募集
会議に参加
会員
会議に参加
大沢台小学校
教員
子ども
保護者
窓口責任者
おやじの会
会員
会員
地域
PTA 会員
運営委員会
3役からひとり
7役からひとり
PTA7役
会計監査
役員・会計監査次点
会長
副会長
書記
会計
学級委員
選出委員
地区委員

おおさわ学園三鷹市立大沢台小学校PTA規約

本　則

第一章　名称及び事務所

第1条　この会はおおさわ学園三鷹市立大沢台小学校PTAといい、事務所を大沢台小学校内（三鷹市大沢2－6－18）におく。

第二章　目的及び活動

第2条　この会は教育基本法の精神に基づき、保護者と教職員が互いに協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条　この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 教育について一層深い理解を持つ父母と教職員になるため、相互に啓発と学習活動を行い、教養を深める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活環境をよくする。
3. 教育的環境の充実をはかる。
4. 公教育費を充実させることに努める。
5. その他　この会の目的を達成するに必要な事項。

第三章　方針

第4条　この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. この会は会員全体の意見に従って行われ、他のいかなる団体または個人の支配、統制、干渉もうけない。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会はまたこの会の役員の名において公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は学校教育のために意見を交わしそれを助けるが、学校の管理や人事に立ち入らない。

第四章　会員

第5条　この会は下記のものによりなる。

1. 大沢台小学校に在籍する児童の保護者、またはこれにかわる者。
2. 大沢台小学校校長および教職員。

第6条　この会の会員は会費を納めるものとする。会費は年額 2,000 円とする。
但し、任期中の会長、副会長、書記、会計は免除とする。

第7条　この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第8条　この会への入会は任意のものとする。

第9条　この会の会員は三鷹市公立学校PTA連合会の会員となる。

第五章　経理

第10条　この会の活動に関する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第11条　この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条　この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条　この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第14条　この会の経理に関する帳簿は、会員の要求があればいつでも公開しなければならない。

第六章　総　会

第15条　総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第16条　総会は定期総会（書面総会を含む）および臨時総会（書面総会を含む）とする。

第17条　定期総会は4、5月中に実施し、前年度の決算報告と承認、その年の役員の承認、年度計画、年度予算、その他重要事項の審議並びに承認等を行う。

第18条　臨時総会は運営委員が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第19条　総会は会員の3分の2以上（委任状を含む）の承認で成立する。

第七章　運営委員会

第20条　運営委員会の構成と任務は下記のとおりとする。

1. 構　成

イ. 役員並びに校長と運営・学級・地区・広報担当の教職員

ロ. 学級委員より各学年1名・地区窓口責任者

2. 任　務

イ. 学級委員会、地区委員会によって立案された事業計画を審議決定し、執行する。

ロ. 総会に提出する事業計画案、予算案、その他議案ならびに報告書等を作成する。

ハ. この会の物品の管理。

ニ. この会の運営に必要な細則の制定および改廃。

ホ. その他必要な事項を処理する。

第21条　運営委員会は総会につぐ議決機関である。

第22条　運営委員会は構成員の2分の1以上の出席で成立する。会長または構成員の2分の1以上が必要と認めた時は随時会議を開くことができる。

第八章　学　級

第23条　学級委員会は、学校教育を理解し、学級全体の児童の行為や、学習の実情を知り、保護者と教職員が何でも話し合える間柄を育て、互いにより良い保護者と教職員になるよう務める。

第24条　学級委員は各学年から2名選出する。但し、希望者がいれば2名以上選出しても構わない。うち1名は運営委員会へ出席する。

1. 学級委員の任務

イ. 所属する学級の保護者と共に、担任の学級運営に協力する。

ロ. 学級相互の保護者の連携と親睦をはかる。

第九章　地　区

第25条　地区委員会は、地区居住の会員の協力を得て、地区における環境の改善、交通安全対策および校外生活の向上に努めるなど、本会目的遂行のため、会員相互の理解と協力をはかる。

第26条　地区委員の構成と任務は下記のとおりとする。

1. 構　成

イ. 地域団体の窓口担当者は1年・2年を除く各学年2名を選出する。希望者がいれば2名以上選出しても構わない。但し、全体で8名の候補者が決定した場合には、候補者が2名未満の学年があっても構わない。地区委員会の取りまとめはPTA副会長（1名）が行う。

ロ. 教職員の中から地区委員（1名）が互選により選出される。

2. 任　務

第25条をうけ、地区活動を推進する。

第十章　役員

第27条　この会の役員は次のとおりとする。

1. 会　長　1名
2. 副会長　3名（うち教職員1名）
3. 書　記　3名（うち教職員1名）
4. 会　計　3名（うち教職員1名）

役員は他の種類の役員を兼ねることができない。尚、役員は必要に応じて役員会を開くことができる。校長は役員会に出席して意見を述べることができる。

第28条　役員の任期および選出については下記のとおりとする。

1. 役員の任期は1年とする。但し同じ種類の役員の職については更に1回に限り再任を妨げない。役員の職に在ることが連続して3年を越えてはならない。
2. 教職員より選出される役員については総会の承認を得てその任期を更に延長することができる。
3. 会長を除く役員の欠員の補充は運営委員会において定め、その任期は残存期間とする。
4. 役員の任期満了後も後任者の就任するまでその任に当るものとする。
5. 役員は全会員の無記名投票により信任される。
6. 教職員選出の役員は教職員の互選とする。

第29条　役員は次の職務を行う。

1. 会　長
   イ. 総会および運営委員会を招集する。
   ロ. 運営委員会の承認を得て臨時委員会の委員長を委嘱する。
   ハ. 会長は会計監査委員会および役員・会計監査選出委員会以外の集会に出席して意見を述べる事ができる。
   ニ. この会の渉外に関すること。
   ホ. 緊急を要する会務の処理。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記
   イ. 書記は総会および運営委員会の議事およびこの会の活動に関する重要事項を記録し保管する。
   ロ. 広報誌を作成し、PTA の活動状況、教育に関する問題を広く知らせる。
4. 会　計
   イ. 総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、定期総会において会計の報告を行う。
   ロ. 定期的に運営委員会で予算の細目について支出状況を説明する。

第十一章　会計監査

第30条　会計監査の任期・任務および選出については下記のとおりとする。

1. 会計監査は3名（うち教職員1名）とし任期は1年とするが、1回に限り再任を妨げない。
2. 会計監査は年度の会計を監査して総会に報告する。
3. 会計監査は全会員の無記名投票により選出される。教職員の会計監査は教職員の互選により選出される。
4. 会計監査の欠員の補充は運営委員会において定め、その任期は残存期間とする。

第十二章　細　則

第31条　細則については下記のとおりとする。

1. この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を得て定める。

2. 運営委員会は細則の制定または改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第十三章　改　正

第32条　この規約は総会において3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

付　則

第1条　本会則は昭和61年 5月17日から実施する。
第2条　本会則は平成4年 4月1日から実施する。
第3条　本会則は平成7年 6月6日から実施する。
第4条　本会則は平成8年 8月18日から実施する。
第5条　本会則は平成11年 4月1日から実施する。
第6条　本会則は平成20年 5月1日から実施する。
第7条　本会則は平成24年5月12日から実施する。
第8条　本会則は平成28年 5月2日から実施する。
第9条　本会則は平成30年 9月3日から実施する。
第10条　本会則は令和3年 4月16日から実施する。
第11条　本会則は令和4年 4月 1日から実施する。
第12条　本会則は令和5年 4月20日から実施する。
第13条　本会則は令和5年12月16日から実施する。
第14条　本会則は令和6年12月23日から実施する。

細　則

第1条　選出委員会

役員及び会計監査等の選出委員については下記のとおりとする。

1. 構　成

イ. 役員と6年を除く各学年の会員より1名を選出する。

ロ. 教職員の代表は教職員の互選により1名選出する。

ハ.「3.任務　イ」の学年内抽選において、選出委員はその任期の年度中のみ、抽選対象者から外れる。ただし、希望する者は抽選対象者となることができる。なお、選出委員が当年度の役員及び会計監査に立候補した場合、または上記抽選によって候補者に選出された場合、委員を辞任しなければならない。

ニ. 欠員の学年は必要に応じて委員を補充するものとする。

2. 任　期

総会に始まり、次の総会において役員及び会計監査の承認の終了後、解散する。

3. 任　務

イ. 選出委員は候補を募集し、次年度の役員、会計監査、地区委員会の各窓口責任者の候補として、各学年3名以上を選出する。募集により3名以上の候補者が決定しなかった学年は、選出委員会が学年内抽選を行い3名の候補者を決定する。ただし、全体で 15 名の候補者が決定した場合には、候補者が3名未満の学年があっても構わない。

ロ. 役員経験者、平成 25 年度から令和5年度の大沢けやきっず委員経験者及び地区委員会の各窓口責任者は、希望により、次年度の役員及び会計監査を辞退することができ、その場合は、その旨を選出委員長に申し入れる。

また、2学年以上にまたがる会員についてはそれぞれの学年で選出者、被選出者とすることができるが、多学年の候補者を兼ねることはできない。

ハ. 各学年から立候補または選出された候補者の中から、役員7名とその役割分担、会計監査2名、地区委員会の各窓口責任者を話し合いにより定めるものとする。

ニ. 全会員は各学年から選出され話し合いで定められた(地区委員会の各窓口責任者を除く)役員7名、会計監査2名の信任投票をする。この場合の投票権は1世帯1票とし、2学年以上にまたがる会員は低学年を母体とする。

ホ. 信任投票の結果を全会員に報告する。過半数の不信任であった場合、ハから再度やりなおすものとする。

ヘ. 役員及び会計監査の決定は年度内に行うものとする。

4. 会　議

イ. この会の委員は互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

ロ. 委員長はこの会の運営を一切統括し、副委員長はこれを補佐する。

ハ. この会の会議は非公開とし、会議の発表については委員長の許可を必要とする。

第2条 慶弔費及び災害規程

1. 児童死亡の場合
2. 会員死亡の場合
3. 各地区、出向団体関係者死亡の場合
4. 災害その他特別の場合

第3条 旅行規定

本会の会務により出張の場合実費を支給する。

第4条 会費納入方法

4月または5月に書類が届いた日程で全額を納入する。転出者については返金の申し出があれば会費の年額を月割計算にして返金する。ただし、1月1日以降の転出については返金をしない。

転入者については、転入が 12 月 31 日以前であれば会費の年額を月割計算にして納入し、1月1日以降の転入については納入をしない。

ただし、PTA会費の変更があるときは、書面総会終了後、承認を受けてから集金を行う。

第5条 改正

この細則の改正は、運営委員会出席者の過半数の同意を必要とする。

この細則は昭和44年 4月 1日　より適用する。
この細則は昭和46年 3月 5日　より改正実施する。
この細則は昭和48年 1月16日　より改正実施する。
この細則は昭和50年 1月21日　より改正実施する。
この細則は昭和52年 1月13日　より改正実施する。
この細則は昭和54年 4月27日　より改正実施する。
この細則は昭和55年12月 3日　より改正実施する。
この細則は昭和58年 1月11日　より改正実施する。
この細則は昭和61年 6月12日　より改正実施する。
この細則は平成 4年 4月 1日　より改正実施する。
この細則は平成 5年 4月17日　より改正実施する。
この細則は平成 7年 3月 9日　より改正実施する。
この細則は平成 9年 4月26日　より改正実施する。

この細則は平成15年 2月21日　より改正実施する。
この細則は平成15年11月20日　より改正実施する。
この細則は平成17年 2月10日　より改正実施する。
この細則は平成19年 2月22日　より改正実施する。
この細則は平成19年11月22日　より改正実施する。
この細則は平成24年 5月12日　より改正実施する。
この細則は平成28年 5月 2日　より改正実施する。
この細則は平成29年 2月21日　より改正実施する。
この細則は平成29年 6月27日　より改正実施する。
この細則は平成29年 12月 7日　より改正実施する。
この細則は令和元年 5月 30 日　より改正実施する。
この細則は令和3年 4月 16 日　より改正実施する。
この細則は令和4年 4月 1日　より改正実施する。
この細則は令和5年 4月 20 日　より改正実施する。
この細則は令和5年 6月 21 日　より改正実施する。
この細則は令和5年 7月 15 日　より改正実施する。
この細則は令和5年 12 月 16 日　より改正実施する。
この細則は令和6年 2月 21 日　より改正実施する。
この細則は令和7年 4月 1日　より改正実施する。

慶弔費及び災害規程の内規(昭和61年度)

1. 児童死亡の場合　　5, 000円
2. 会員死亡の場合　　5, 000円
3. 各地区、出向団体関係者死亡の場合
4. 災害その他特別の場合（その都度運営委員会で決定する)

※　1、2については、原則として学級、地区とも代表がPTA会長と同行する。

※　3については、「PTAのてびき」参照

（※大きな改訂がない限り、再発行はいたしません。卒業まで大事に保管してください。）

令和元年 12 月 13 日発行

おおさわ学園三鷹市立大沢台小学校PTA　個人情報取扱要領

（目的）

第1条　この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定に基づき、おおさわ学園三鷹市立大沢台小学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）が保有する個人情報を保護し、ＰＴＡ活動の円滑な運営を図るため、ＰＴＡ役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条　本会は、ＰＴＡ活動において保有する個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報の保護に努める。

（管理者）

第3条　本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第4条　本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会（地区、学級、選出）の委員長とする。

（秘密保持義務）

第5条　個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条　本会は、個人情報を収集するときは、その収集に際し、あらかじめその個人情報の利用目的を定めるとともに本人に明示し、同意を得るものとする。

（周知）

第7条　個人情報の取扱いの方法は、総会資料や運営委員会で会員・委員に周知する。

（利用）

第8条　取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) PTA会費の集金業務、管理業務
(2) その他の文書の送付
(3) 役員・会計監査・会員・地区委員等の名簿の作成
(4) 委員並びに役員の選出
(5) 広報誌等への掲載

（利用目的による制限）

第9条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第 10 条　個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第11条　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し、パスワードをかけるなどして適切に保管する。

（第三者提供の制限）

第12条 個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務も遂行することに対して協力する必要があって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（第三者提供に係る記録の作成等）

第13条 個人情報を第三者（前条各号に掲げる場合並びに国の機関及び地方公共団体を除く。）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 提供を受ける年月日

(2) 第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）

(3) 提供する対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第14条 第三者（国の機関及び地方公共団体を除く。）から個人情報の提供を受けるときは、第 12 条各号に掲げる場合を除き、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 提供を受ける年月日

(2) 第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）

(3) 第三者が個人情報を取得した経緯

(4) 提供を受ける対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項

(5) 提供を受ける情報の項目

(6) 対象者の同意を得ている旨（法人ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第15条　本会は、個人情報データベースに記録されている本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、利用の停止、追加及び削除を求められたときは、法に定める範囲でこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第16条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む。）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長に報告する。

（研修）

第17条　本会は、役員及び取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事情について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第18条　本会は、個人情報データベースに記録されている本人から、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

（その他）

第19条　おおさわ学園三鷹市立大沢台小学校PTA個人情報要領の改正は、書面総会において行う。

附則　この要領は、令和元年 12 月 16 日より施行する。

のりしろ

※細則の内容が変更された場合に配布されたプリントは、
こちらに貼付してください。